

令和2年3月9日

関係団体 御中

観光庁観光産業課

東日本大震災九周年となる3月11日における弔意表明について

標記について、内閣官房長官から別添のとおり通知がありましたので、傘下会員の皆様に対しましてご周知下さいますようお願いいたします。



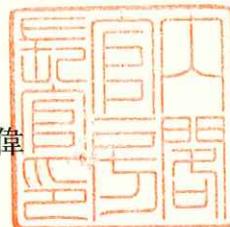
府総第155号
令和2年3月6日

国土交通大臣

赤羽一嘉殿

内閣官房長官

菅義偉



東日本大震災発災九年となる3月11日における弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省においても御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

また、貴省部内及び関係者（独立行政法人、特殊法人等を所管する省におかれては、当該独立行政法人等を含む）への周知方、よろしくお取り計らい願います。

併せて、貴省部内及び関係者に対して、一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年7月30日閣令第1号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

東日本大震災九周年追悼式について

〔令和2年3月6日〕
閣議決定

令和2年3月11日の東日本大震災九周年追悼式について、取りやめる。

東日本大震災の弔意表明について

〔令和 2 年 3 月 6 日〕
閣 議 了 解

東日本大震災発災九年となる 3 月 11 日に、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力方を要望すること。
- 2 国民各位に対して、一定時刻（午後 2 時 46 分）に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。

参 考

大喪中ノ國旗掲揚方ノ件

〔大正元年七月三十日
閣令第七一號〕

大喪中ノ國旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ
蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ其ノ圖式左ノ如シ

